

奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十二号

奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

5 婦人保護施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。